

議案第19号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和3年3月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1条」の次に「・第1条の2」を加える。

第1章中第1条の次に次の1条を加える。

（市町村特別給付）

第1条の2 町は、市町村特別給付（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条第3号に規定する市町村特別給付をいう。次項において同じ。）として、家族介護用品支給事業を行う。

2 前項に規定する市町村特別給付に関し必要な事項は、別に定める。

第2条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「36,000円」を「38,400円」に改め、同項第2号中「46,800円」を「57,600円」に改め、同項第3号中「54,000円」を「57,600円」に改め、同項第4号中「64,800円」を「69,100円」に改め、同項第5号中「72,000円」を「76,800円」に改め、同項第6号中「86,400円」を「92,100円」に改め、同項第7号中「93,600円」を「99,800円」に改め、同項第8号中「108,000円」を「115,200円」に改め、同項第9号中「122,400円」を「130,500円」に改め、同項第10号中「136,800円」を「145,900円」に改め、同条第2項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第3項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、
「200万円」を「210万円」に改め、同条第4項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に、
「300万円」を「320万円」に改め、同条第5項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同条第6項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、
「21,600円」を「23,000円」に改め、同条第7項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、
「21,600円」を「23,000円」に、
「36,000円」を「38,400円」に改め、同条第8項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、
「21,600円」を「23,000円」に、
「50,400円」を「53,700円」に改める。

第7条第1項中「介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）」を

「法」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の多可町介護保険条例第2条の規定は、令和3年度以降の年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>目次</p> <p>第1章 町が行う介護保険（第1条）</p> <p>（保険料率）</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>46,800円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>136,800円</u></p> <p>2 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、<u>200万円</u>とする。</p> <p>4 <u>平成30年度から令和2年度までの</u>令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、<u>300万円</u>とする。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 町が行う介護保険（第1条・<u>第1条の2</u>）</p> <p><u>（市町村特別給付）</u></p> <p><u>第1条の2</u> 町は、市町村特別給付（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条第3号に規定する市町村特別給付をいう。次項において同じ。）として、<u>家族介護用品支給事業を行う。</u></p> <p>2 <u>前項に規定する市町村特別給付に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（保険料率）</p> <p>第2条 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>（1）介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>38,400円</u></p> <p>（2）令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>（3）令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>57,600円</u></p> <p>（4）令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>69,100円</u></p> <p>（5）令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>76,800円</u></p> <p>（6）令第39条第1項第6号に掲げる者 <u>92,100円</u></p> <p>（7）令第39条第1項第7号に掲げる者 <u>99,800円</u></p> <p>（8）令第39条第1項第8号に掲げる者 <u>115,200円</u></p> <p>（9）令第39条第1項第9号に掲げる者 <u>130,500円</u></p> <p>（10）令第39条第1項第10号に掲げる者 <u>145,900円</u></p> <p>2 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>令第39条第1項第6号イに規定する町が定める額は、120万円とする。</p> <p>3 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>令第39条第1項第7号イに規定する町が定める額は、<u>210万円</u>とする。</p> <p>4 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>令第39条第1項第8号イに規定する町が定める額は、<u>320万円</u>とする。</p>

現 行	改 正
<p>5 平成30年度から令和2年度までの令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>36,000円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和2年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>21,600円</u>」とあるのは、「<u>50,400円</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>5 <u>令和3年度から令和5年度までの</u>令第39条第1項第9号イに規定する町が定める額は、400万円とする。</p> <p>6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,000円</u>とする。</p> <p>7 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、前項中「<u>23,000円</u>」とあるのは、「<u>38,400円</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第6項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度</u>における保険料率について準用する。この場合において、第6項中「<u>23,000円</u>」とあるのは、「<u>53,700円</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>(延滞金)</p> <p>第7条 <u>介護保険法</u>（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(延滞金)</p> <p>第7条 <u>法</u>第132条の規定により普通徴収に係る保険料の納付義務を負う者（以下「保険料の納付義務者」という。）は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額につき年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>